

平成 26 年度実施施策に係る事後評価書

(文部科学省 26-2-10)

施策名	一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進
施策の概要	障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、児童生徒の障害の重度・重複化に対応した適切な指導及び必要な支援を行う体制を充実する。

達成目標 1	発達障害を含む障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し適切な支援を行うため、体制整備等を推進する。							
達成目標 1 の 設定根拠	<p>障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するためには、教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」の充実を図ることが重要である。この「多様な学びの場」の充実のため、以下の成果指標に示すとおり、体制整備等を推進する必要がある。</p> <p>【参考：障害者基本計画（第3次）（抄）】 障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障害のない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築する。</p>							
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値 (%)					目標値	判定
	22 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	29 年度	
① 特別支援教育に関する個別の教育支援計画の作成率 (作成している学校数/作成が必要な児童生徒等が在籍する学校数)	48.5%	48.5%	53.5%	76.2%	78.7%	81.5%	80%以上	A
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	前年度以上	/	
	目標値の設定根拠	教育・福祉・医療・労働等の関係機関が連携し、長期的に一貫した支援を行うため、個別の指導計画について、作成が必要と判断された子供に対する作成率の向上が必要であり、これまでの増加傾向を踏まえて設定した。 【参考】 第3次障害者基本計画（平成25年9月閣議決定）						
② 特別支援教育に関する個別の指導計画の作成率 (作成している学校数/作成が必要な児童生徒等が在籍する学校数)	64.9%	64.9%	67.5%	89.8%	90.6%	91.5%	95%以上	A
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	前年度以上	/	
	目標値の設定根拠	一人一人の教育的ニーズに応じて指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ個別の指導計画について、作成が必要と判断された子供に対する作成率の向上が必要であり、これまでの増加傾向を踏まえて設定した。 【参考】 第2期教育振興基本計画（平成25年6月閣議決定） 第2部今後5年間に実施すべき教育上の方策 1. 社会を生き抜く力の養成 成果目標1（「生きる力」の確実な育成） 成果指標③幼・小・中・高等学校における障害のある幼児児童生徒に対する個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成率の増加 基本施策6 特別なニーズに対応した教育の推進 6-1 「個別の教育支援計画・指導計画の作成等による指導」						

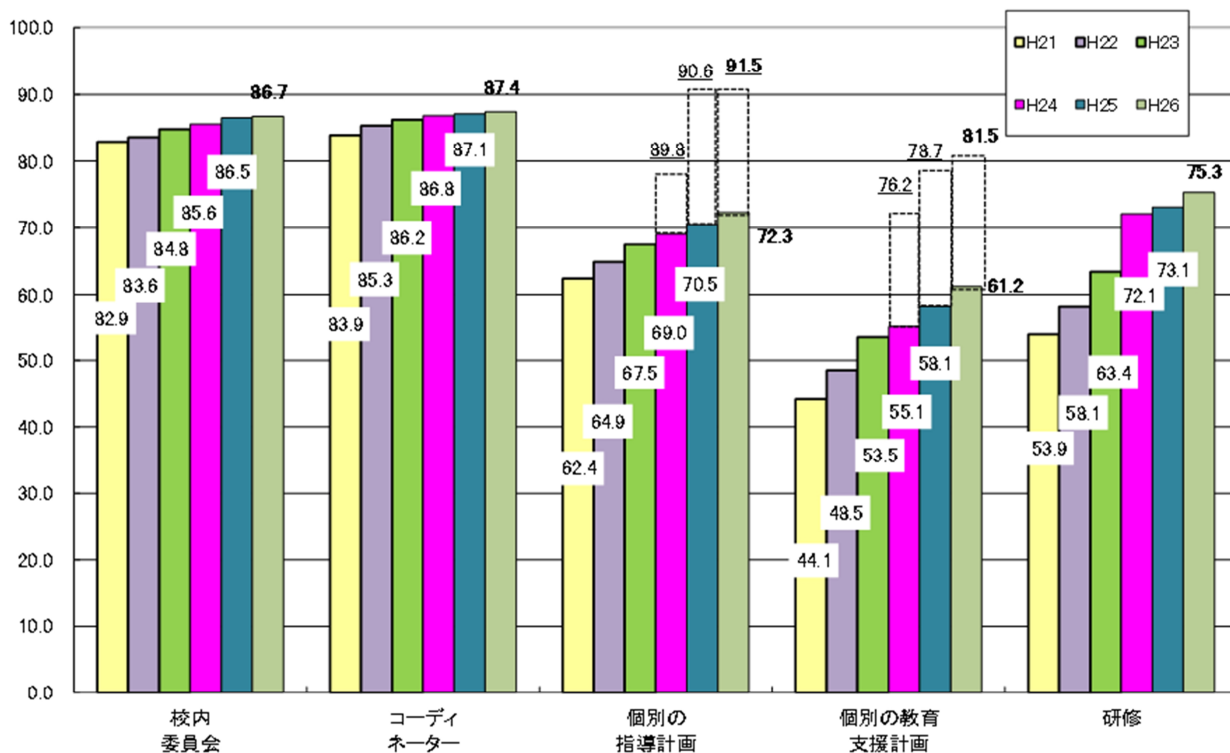
③ 特別支援教育に関する教員研修の受講率 (受講した教員数/全教員数)	58.1%	58.1%	63.4%	72.1%	73.1%	75.3%	80%以上	A
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	前年度以上		
	目標値の設定根拠	特別支援教育に関する専門性の向上のために、教員研修の受講率の更なる上昇が必要であり、これまでの増加傾向を踏まえて設定した。 【参考】 第3次障害者基本計画（平成25年9月閣議決定）						
④ 特別支援教育に関する校内委員会の設置率 (設置している学校数/全学校数)	83.6%	83.6%	84.8%	85.6%	86.5%	86.7%	90%以上	A
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	前年度以上		
	目標値の設定根拠	校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うために、更なる設置率増加が必要であり、これまでの増加傾向を踏まえて設定した。 【参考】 第3次障害者基本計画（平成25年9月閣議決定）						
⑤ 特別支援教育コーディネーターの指名率 (指名している学校数/全学校数)	85.3%	85.3%	86.2%	86.8%	87.1%	87.4%	90%以上	A
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	前年度以上		
	目標値の設定根拠	各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うコーディネーターの指名を推進する必要がある、これまでの増加傾向を踏まえて設定した。現実的かつ最大限の目標値として、平成22年度から平成26年度における最大の伸び率(0.9%)で推移した場合を想定し、設定している。 【参考】 第3次障害者基本計画（平成25年9月閣議決定）						

施策・指標に関するグラフ・図等

※成果指標の対象学校種は、国公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校。

※平成24年度以降の成果指標①・②は、計画を作成する必要のある該当者がいない学校数を調査対象校数から除いた場合の作成率を示す。

年度別推移—国公立計・幼小中高計—（平成21～26年度）



達成手段 (事業)			
名称 (開始年度)	平成 26 年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成 27 年度 当初予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
特別支援教育充実事業 (平成 22 年度)	1,449 (954)	1,400	0116
特別支援教育設備整備費等補助 (昭和 32 年度)	1 (1)	5	0118
特別支援教育就学奨励費負担等 (昭和 29 年度)	10,151 (9,477)	11,583	0119
達成手段 (法令改正・税制措置)			
名称 (開始年度)	概要		担当課 (関係課)
改正教育基本法 (平成 18 年度)	第 4 条第 2 項に「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」との規定が新設された。		特別支援教育課
改正学校教育法 (平成 19 年度)	障害のある子供の教育に関する基本的な考え方について、特別な場で教育を行う「特殊教育」から、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」への発展的な転換が行われた。		特別支援教育課
改正障害者基本法 (平成 23 年度)	第 16 条において、国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないこと等が規定された。		特別支援教育課
改正学校教育法施行令 (平成 25 年度)	障害のある児童生徒等の就学手続について、特別支援学校への就学を原則とする従前の仕組みを改め、市町村の教育委員会が、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、総合的な観点から就学先を決定する仕組みとした。		特別支援教育課
達成手段 (諸会議・研修等)			
名称 (開始年度)	概要		担当課 (関係課)
特別支援教育担当者会議	文部科学省、厚生労働省及び関係機関からの行政説明・質疑応答等を行う。 (対象：都道府県・指定都市教育委員会)		特別支援教育課
関連する独立行政法人の事業			
名称 (開始年度)	平成 26 年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成 27 年度 当初予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費交付金に必要な経費 (平成 13 年度)	981 (981)	1,087	0120
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備に必要な経費 (平成 13 年度)	0	53	0121
達成目標 1 に関する 特記事項	—		

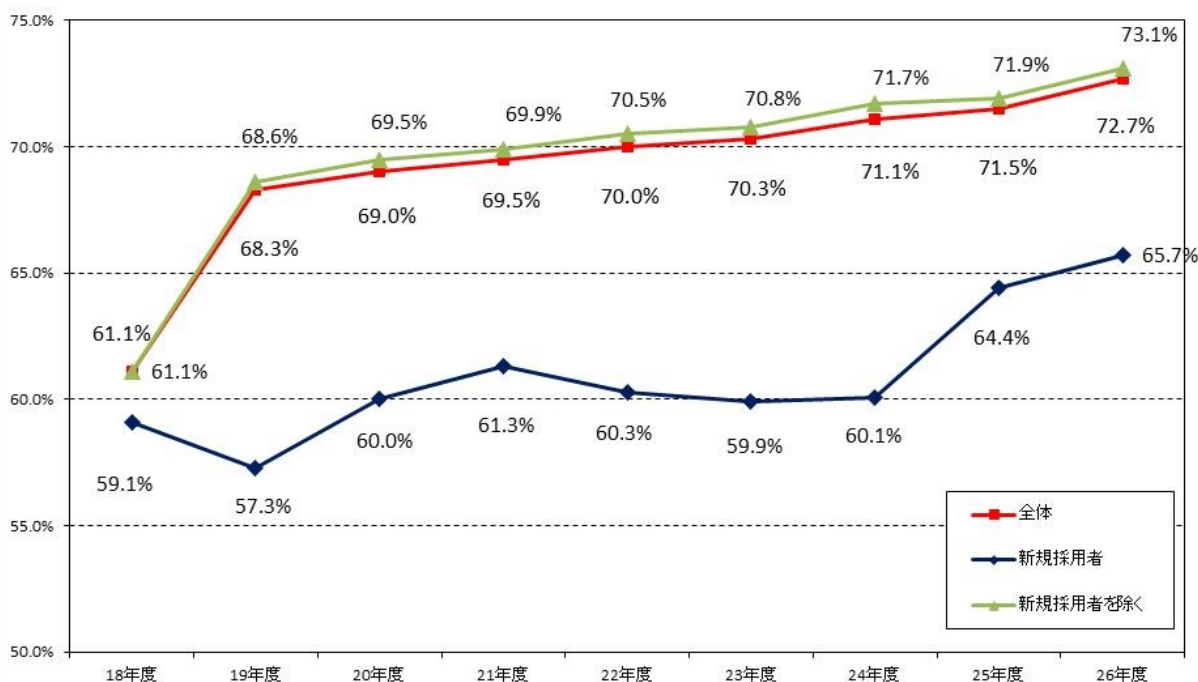
達成目標 2	「障害者の権利に関する条約」において提唱されたインクルーシブ教育システムの構築のため、必要とされる「基礎的環境整備」を推進し、「合理的配慮」が提供される教育環境を確立する。							
達成目標 2 の 設定根拠	<p>インクルーシブ教育システムの構築には、障害のある幼児児童生徒が同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据えて、個別の教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、個別に合理的配慮を提供することが重要であるが、合理的配慮は新しい概念であり、設置者、学校、本人、保護者の双方で情報が不足している。このため、以下の成果指標に示すとおり、国において合理的配慮についての先進的な事例を収集し、教育現場における活用を促す必要がある。</p> <p>【参考：障害者基本計画（第3次）（抄）】 障害のある児童生徒への支援に関する先進的な事例の収集を行うとともに、関係者に対して情報提供を行う。</p> <p>【参考：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議（衆議院）（抄）】 合理的配慮の好事例や合理的配慮を行う上での視点等を示すこと。</p>							
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値 (%)					目標値	判定
	24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	29年度	
① 自治体に対するアンケートで、インクルーシブ教育システムの構築に当たって本事業の事例を活用したと回答した割合 (活用した学校数／障害のある児童生徒等が在籍する学校数)	—	—	—	—	—	—	40%	—
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
	目標値の設定根拠	成果指標②の「障害のある子供への合理的配慮に関する計画」の作成が必要と判断される幼児児童生徒が在籍する学校において、本事業の事例を活用することを想定。						
② 障害のある子供への合理的配慮に関する計画作成率 (作成している学校数／作成が必要な児童生徒等が在籍する学校数)	—	—	—	—	—	—	80%	—
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
	目標値の設定根拠	達成目標 1 の成果指標②「特別支援教育に関する個別の教育支援計画の作成率」と同程度を想定。						
達成手段 (事業)								
名称 (開始年度)	平成 26 年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成 27 年度 当初予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号					
インクルーシブ教育システム構築事業 (平成 25 年度)	1,324 (1,086)	1,167	0117					
達成手段 (法令改正・税制措置)								
名称 (開始年度)	概要						担当課 (関係課)	
改正教育基本法 (平成 18 年度)	第 4 条第 2 項に「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」との規定が新設された。						特別支援教育課	
改正学校教育法 (平成 19 年度)	障害のある子供の教育に関する基本的な考え方について、特別な場で教育を行う「特殊教育」から、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」への発展的な転換が行われた。						特別支援教育課	

改正障害者基本法 (平成 23 年度)	第 16 条において、国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒とともに教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないこと等が規定された。			特別支援教育課
改正学校教育法施行令 (平成 25 年度)	障害のある児童生徒等の就学手続について、特別支援学校への就学を原則とする従前の仕組みを改め、市町村の教育委員会が、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、総合的な観点から就学先を決定する仕組みとした。			特別支援教育課
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (平成 25 年度)	国・地方公共団体等は、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をする義務があることが規定された。			特別支援教育課
障害者の権利に関する条約 (平成 26 年度批准)	第 24 条において、インクルーシブ教育システム及び合理的配慮の理念が提唱された。			特別支援教育課
達成手段 (諸会議・研修等)				
名称 (開始年度)	概要			担当課 (関係課)
合理的配慮普及推進セミナー (平成 25 年度)	文部科学省における施策の現状についての説明、中央教育審議会初等中等教育分科会報告のポイント、「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」で得られた実践事例の紹介等を通じて、インクルーシブ教育システム構築に向けて、「合理的配慮」の理解を一層推進し、地域の特別支援教育の更なる充実につなげることを目的としている。(対象：都道府県・指定都市教育委員会等)			特別支援教育課
関連する独立行政法人の事業				
名称 (開始年度)	平成 26 年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成 27 年度 当初予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号	
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費交付金に必要な経費 (平成 13 年度)	981 (981)	1,087	0120	
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備に必要な経費 (平成 13 年度)	0	53	0121	
達成目標 2 に関する 特記事項	<p>○「インクルーシブ教育システム」においては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、発達障害を含む障害のある子供の教育的ニーズに的確に応えることができるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」の整備が必要となる。</p> <p>これらを提言する平成 24 年の中央教育審議会初等中等教育分科会の報告を受けて、①翌年度よりインクルーシブ教育システム構築事業を開始し、平成 26 年度には『合理的配慮』実践事例データベース」を開設した。また、②障害のある児童生徒等の就学手続について、平成 25 年度に学校教育法施行令を改正し、特別支援学校への就学を原則とする従前の仕組みを改め、市町村の教育委員会が、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制整備の状況その他の事情を勘案して、総合的な観点から就学先を決定する仕組みとした。</p> <p>今後は、インクルーシブ教育システム構築事業により得られる事例等も活用し、「合理的な配慮」の理解を一層推進する必要がある。</p> <p>なお、施策の開始から間がないことから、判定を行うことはできないが、事業単位の進捗は行政事業レビューにおいて確認している。</p>			

達成目標 3	特別支援学校に在籍する児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した適切な指導や支援を行うため、教員の専門性の向上や、指導内容・方法等の改善を図る。							
達成目標 3 の 設定根拠	<p>障害のある幼児児童生徒が一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を受けられるようにするためには、障害のある幼児児童生徒に対する教育を担当する者を中心に、教員の資質を向上させることが必要である。このため、以下の成果指標に示すとおり、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、特別支援学校教諭免許状の取得率向上により、教員の専門性の確保、指導力の向上を図る。</p> <p>【参考：障害者基本計画（第3次）（抄）】</p> <p>障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障害のない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築する。</p>							
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値	判定
	24 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	32 年度	
① 特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況の割合 (当該障害種の免許状保有者数 / 特別支援学校教員数)	71.1%	70.0%	70.3%	71.1%	71.5%	72.7%	97%	A
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	前年度以上		
	目標値の設定根拠	<p>第2期教育振興基本計画（平成25年6月閣議決定） 基本施策6 特別なニーズに対応した教育の推進 6-3 「特別支援学校の教職員の特別支援学校教諭免許状の取得に係る研修の充実を図る。」</p> <p>中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（平成24年7月） 5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等 （1）教職員の専門性の確保 ①全ての教員が身に付けるべき基礎的な知識・技能 （2）各教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方 ③特別支援学校教諭についての養成・研修</p>						

施策・指標に関するグラフ・図等

在籍校種の免許状保有率の経年比較(平成18年度～26年度)



達成手段 (事業)			
名称 (開始年度)	平成 26 年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成 27 年度 当初予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
特別支援教育充実事業 (平成 22 年度)	1,449 (954)	1,400	0122
達成手段 (諸会議・研修等)			
名称 (開始年度)	概要		担当課 (関係課)
特別支援教育教育課程等 研究協議会 (平成 20 年度)	特別支援学校学習指導要領等に基づく教育課程の編成、実施上の課題について協議、情報交換等を行い、もって特別支援教育の改善及び充実を図ることを目的とする。(対象：都道府県・指定都市教育委員会等)		特別支援教育課
関連する独立行政法人の事業			
名称 (開始年度)	平成 26 年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成 27 年度 当初予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費交付金に必要な経費 (平成 13 年度)	981 (981)	1,087	0120
達成目標 3 に関する 特記事項	—		

施策に関する評価結果			
目標達成度合い の測定結果	目標超過達成／目標達成(相当程度進展あり)／進展が大きくない／目標に向かっていない		
総括的な分析	必要性	項目	説明・根拠
		広く国民にニーズがあるか。国民の利益に資する施策か。	義務教育段階の全児童生徒数が毎年おおむね 10 万人ずつ減少する中、特別支援学校、小・中学校の特別支援学級、通級による指導を受けている児童生徒数は、毎年約 1.5 万人から 2 万人ほど増えている状況であることから、特別支援教育の推進に関するニーズは高く、その推進を行う当該施策は国民の利益に資するものである。
		国が実施しなければ、施策目的を達成できないか。	特別支援教育は、平成 19 年の改正学校教育法の施行により、全国の学校において本格的に実施されている。さらに、平成 23 年に施行された改正障害者基本法や、平成 26 年 1 月に批准した障害者権利条約、平成 28 年 4 月に施行予定の障害者差別解消法においては、教育を含む国の義務も規定されている。このため、インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育については、国が総合的に推進していく必要があり、また、現在の施策はいずれも政策目標の達成に必要な施策である。
	明確に政策目標の達成手段として位置付けられるか。		
効率性	施策の実施は、その目的に即して必要なものに限定されているか。	事業内容、事業経費の費目、用途について真に必要なものに限定されているかなど、内容を厳正に審査し、その必要性について適切にチェックを	

		他省庁や、地方自治体、民間団体との必要な連携が図られているか。	<p>行い、目標の達成に必要なものに限定している。</p> <p>施策の実現について、学校を所管している都道府県、市町村教育委員会等に対して、随時、必要な事項を通知等により周知・対応依頼を行っているほか、毎年度、全国協議会を開催すること等により、地方自治体との連携や先導的な取組や課題の共有が図られ、各地域の取組への普及・還元がなされている。</p> <p>なお、他の施策との重複はない。</p>
		他の施策との重複はないか。	
	有効性	<p>施策の実施に当たって他の手段・方法が考えられる場合、それと比較してより効果的に実施できているか。</p> <p>施策実績は目標に見合ったものか。</p> <p>活動指標の実績が成果指標の実績に反映されているか。</p>	<p>各成果指標の実績は目標値に向けて着実に向上しており、幼稚園から高等学校までの各段階における支援体制整備の一層の推進、教員の専門性の向上や指導内容・方法等の改善等が図られ、一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進のための取組は、全体として順調に推移している。</p> <p>一方で、「平成26年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査」において、特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有率が72.7%となっており、現時点では必ずしも十分に教員の専門性の向上等が達成されてはいない分野もあることから、目標達成のために更なる取組の充実が必要である。</p>
施策に係る問題点・今後の課題		次期目標・今後の施策等への反映の方向性	具体的な内容 (概算要求・機構定員要求・法令改正・税制改正要望等)
①校内委員会の設置率や特別支援教育コーディネーターの指名率、「個別の指導計画」といった、学校内における基礎的な支援体制は整備が進んできている。他方、「個別の教育支援計画の作成」のように関係機関が連携して行う支援については、着実に取組が進んでいるものの、依然十分とは言えない状況にあり、国・地方公共団体・学校現場のそれぞれにおいて、更なる取組の推進が必要である。		①インクルーシブ教育システム構築の観点からも、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な支援を行うための体制整備等推進について、成果目標の達成に向け、取組を一層推進していく。	<p><新規要求・拡充事業(同額も含む)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育充実事業 <p>平成28年度概算要求額：1,770百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育設備整備費等補助 <p>平成28年度概算要求額：10百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育就学奨励費負担等 <p>平成28年度概算要求額:12,909百万円</p>
②合理的配慮の事例収集は着実に進んでおり、平成26年には、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が運営する「インクルーシブ教育システム構築支援データベース(インクルDB)」の中に、新たに『合理的配慮』実践事例データベース」を開設した。今後は、事例の周知・普及の推進や、モデル事業等において効果が認められた取組を定着させることが必要である。		②平成25年度から平成27年度におけるモデル事業の実施及び事例の収集を踏まえ、『合理的配慮』実践事例データベース」により事例の周知・普及を図るとともに、全国の教育現場において合理的配慮の取組を定着させるため、各地方公共団体の取組を支援していく。	<p><新規要求・拡充事業(同額も含む)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育システム推進事業費補助(新規) <p>平成28年度概算要求：1,435百万円</p>
③特別支援学校教諭免許状保有率について、全国的には増加しているが、都道府県別にみると地域差が大きく、各地域の状況を踏まえて、引き続き取り組む必要がある。また、中央教育審議会初等中等教育分科会報告にて、すべての教員の特別支援教育に関する専門性の向上及び研修の重要性を提言頂いたことも踏まえて、今後の施策に取り組む必要がある。		③特別支援教育に関わる教員の専門性向上や指導内容・方法等の改善については、引き続き各教育委員会に対して研修の実施による専門性の向上を求めるとともに、免許状認定講習の受講機会の拡大に努める。その際、実効性を高めるため、保有率の低い地域等の個別の状況把握や地域・障害種のバランスを考慮した認定講習の開設等の方法を検討していく。 また、インクルーシブ教育システム構	<p><新規要求・拡充事業(同額も含む)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育充実事業 <p>平成28年度概算要求額1,770百万円</p>

	築の観点から、特別支援学校に限らず小・中・高等学校等の全ての教員について、特別支援教育に関する専門性を向上させる取組を推進していく。	
--	--	--

施策の予算額・執行額						
(※政策評価調書に記載する予算額)						
		25年度	26年度	27年度	28年度要求額	
予算の状況 【千円】 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算	当初予算	10,713,355 ほか復興庁 一括計上分 0	13,906,633 ほか復興庁 一括計上分 0	15,295,234 ほか復興庁 一括計上分 0	17,399,686 ほか復興庁 一括計上分 0	
		<0> ほか復興庁 一括計上分<0>	<0> ほか復興庁 一括計上分<0>	<0> ほか復興庁 一括計上分<0>	<0> ほか復興庁 一括計上分<0>	
	補正予算	0 ほか復興庁 一括計上分 0	0 ほか復興庁 一括計上分 0	0 ほか復興庁 一括計上分 0	/	
		<0> ほか復興庁 一括計上分<0>	<0> ほか復興庁 一括計上分<0>	<0> ほか復興庁 一括計上分<0>		
	繰越し等	0 ほか復興庁 一括計上分 0	0 ほか復興庁 一括計上分 0	/	/	
		<0> ほか復興庁 一括計上分<0>	<0> ほか復興庁 一括計上分<0>			
	合 計	10,713,355 ほか復興庁 一括計上分 0	13,906,633 ほか復興庁 一括計上分 0	/	/	
		<0> ほか復興庁 一括計上分<0>	<0> ほか復興庁 一括計上分<0>			
	執行額 【千円】		10,003,048 ほか復興庁 一括計上分 0	12,501,091 ほか復興庁 一括計上分 0	/	/
			<0> ほか復興庁 一括計上分<0>	<0> ほか復興庁 一括計上分<0>		

施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）		
名 称	年月日	関係部分抜粋
教育振興基本計画	平成 25 年 6 月 14 日	6-1 ・障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築に向けて、就学手続に係る法令改正等を行い、新たな手続の下での円滑な就学手続を実現する。 また、個別の教育支援計画・指導計画の作成等による指導、乳幼児期を含めた早期からの一貫した支援体制の構築、職業教育・進路指導の充実、ICT等の活用を含めた教材の確保、バリアフリー化の推進や特別支援学校の教室不足の解消を含めた施設・設備の整備、専門性ある教員・支援員等の人的配置、交流及び共同学習の実施、合理的配慮の充実に向けた調査研究及びデータベースの整備等に取り組む。 さらに、意欲・能力ある障害者の高等教育における修学機会の確保に向けて、支援する。 6-3 ・特別支援学校の教職員の特別支援学校教諭免許状の取得に係る研修の充実を図る。また、域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）や特別

		支援学校のセンター的機能を活用するため、特別支援学校間でネットワークを構築し、域内の特別支援教育を支える体制の構築を促す。
障害者基本計画	平成 25 年 9 月 27 日	<p>3-(1)-5 ○可能な限り早期から成人に至るまで一貫した指導・支援ができるよう、子供の成長記録や指導内容等に関する情報を、情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有・活用するとともに、保護者の参画を得つつ、医療、保健、福祉、労働等との連携の下、個別の教育支援計画の策定・活用を促進する。</p> <p>3-(1)-6 ○障害のある児童生徒への支援に関する先進的な事例の収集を行うとともに、関係者に対して情報提供を行う。</p> <p>3-(2)-4 ○特別支援教育に関する教職員の専門性の確保、指導力の向上を図るため、特別支援学校のセンター的機能の充実を図るとともに、小・中学校等の教員への研修の充実を図る。</p>
中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」	平成 24 年 7 月 23 日	<p>1. 共生社会の形成に向けて (3) 共生社会の形成に向けた今後の進め方 ○ 今後の進め方については、施策を短期（「障害者の権利に関する条約」批准まで）と中長期（同条約批准後の10年間程度）に整理した上で、段階的に実施していく必要がある。短期的には、就学相談・就学先決定の在り方に係る制度改革の実施、教職員の研修等の充実、当面必要な環境整備の実施を図るとともに、「合理的配慮」の充実のための取組が必要であり、それらに必要な財源を確保して順次実施していく。また、中長期的には、短期の施策の進捗状況を踏まえ、追加的な環境整備や教職員の専門性向上のための方策を検討していく必要がある。最終的には、条約の理念が目指す共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムを構築していくことを目指す。</p> <p>2. 就学相談・就学先決定の在り方について (1) 早期からの教育相談・支援 ①早期からの教育相談・支援の充実 ○ 子供一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容につなげ、その後の円滑な支援にもつなげていくことが重要である。また、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが重要である。そのためには、早期からの教育相談・支援を踏まえて、市町村教育委員会が、保護者や専門家の協力を得つつ個別の教育支援計画を作成するとともに、それを適切に活用していくことが重要である。その際、子供の教育的ニーズや困難に対応した支援という観点から作成することが必要である。</p> <p>3. 障害のある子供が十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備 (2)「基礎的環境整備」について ③個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導 (ア) 現状 特別支援学校においては、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成することが学習指導要領等に明記されている。特別支援学校以外の学校についても、指導についての計画や家庭、医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の子供の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うよう、学習指導要領等に明記されている。</p> <p>(イ) 課題 個別の教育支援計画、個別の指導計画については、現在、特別支援学校の学習指導要領等には作成が明記されているが、幼・小・中・高等学校等で学ぶ障害のある幼児児童生徒については、必要に応じて作成されることとなっており、これを特別支援学校と同様に、障害のある幼児児童生徒すべてに拡大していくことについて検討する必要がある。また、個別の教育支</p>

		<p>援計画や個別の指導計画の作成・活用について、一層の質の向上を図っていく必要がある。</p> <p>5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等</p> <p>(1) 教職員の専門性の確保</p> <p>①全ての教員が身に付けるべき基礎的な知識・技能</p> <p>○ インクルーシブ教育システム構築のため、全ての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。これについては、教員養成段階で身に付けることが適当であるが、現職教員については、研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要がある。</p> <p>(2) 各教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方</p> <p>③特別支援学校教諭についての養成・研修</p> <p>○ 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状（当該障害種又は自立教科の免許状）取得率は約7割となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、取得率の向上による担当教員としての専門性を早急に担保することが必要である。このため、養成、採用においては、その取得について留意すべきである。特に現職教員については、免許法認定講習の受講促進等の取組を進めるとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。研修と実践を通じた授業力の向上を期待する。</p>
--	--	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- 特別支援教育体制整備等状況調査
- 特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査

<p>有識者会議での 指摘事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「達成目標3の成果指標①について、新規採用者を除く特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況の割合も成果指標に設定していただきたい。」（貞廣斎子委員） ○「特別支援教育コーディネーターにおける特別支援学校教諭等免許状の保有状況を把握していただきたい。」（貞廣斎子委員）
-------------------------	--

<p>主管課（課長名）</p>	<p>初等中等教育局特別支援教育課（井上恵嗣）</p>
<p>関係課（課長名）</p>	<p>—</p>